## 第5章 今後の展望

## 1. 国家機関の建築物等の保全のあり方

国家機関の建築物等は、国民の共有財産であり、長期にわたり良質なストックとして国民の社会経済生活の基盤となるよう有効に活用されなければならない。したがって、国家機関の建築物等においては、災害に対する安全性の確保はもとより、今後、築後30年を超える施設が増大し、急激な老朽化が見込まれていることから、長期的耐用性の確保とライフサイクルコストの低減、地球環境問題にも的確な対応が求められている。

そのため、国家機関の建築物等の保全においては、特に以下の点の徹底が求められる。

- ① 新たに策定された「政府の実行計画」をはじめとする地球温暖化対策は喫緊の課題であり、ハード面のみならず、「地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き」に記載されているようなソフト面の対策を継続的に講じて、適正な運用管理及び施設利用を行うことにより、削減目標の達成に寄与する。
- ② 定期点検を義務付けした建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律 (官公法)の改正から、まもなく3年が経過しようとしている。改正の趣旨 を踏まえ、施設の機能低下や事故・故障を未然に防ぎ、必要な措置を適切な 時期に実施することができるよう、各種の法定点検や必要な定期点検を確実 に実施し、施設の劣化状況、問題点等を十分に把握する。
- ③ 全ての施設の管理者が、保全業務や②に示す点検等により管理する施設の状況を十分に把握・理解するとともに、適正な保全を行うための実施体制、実施すべき業務内容等について明確にしておく。また、保全台帳等の活用により情報を継続的に記録し、関係者で共有できるようにし、これらの実践により蓄積された情報を分析・評価して、その結果を各省各庁で共有・活用することにより、国家機関の建築物全体として効率的な保全の実施が図られるようにする。

厳しい財政状況のなか、各施設の保全の適正化を図っていくことが必要であり、同時に、効率性を一層重視した国有財産行政への転換を受け、適正な管理による既存ストックの有効活用を図っていくことが求められている。

## 2. 今後の施策の方向性

各省各庁が1. で示すような保全に一層取り組み、国家機関の建築物等における保全の適正化を図るため、国土交通省は以下の施策を推進していく。"

- ① 施設の管理者が光熱水等使用量や環境対策に関して適正な運用管理を図れるよう、保全実態調査のデータ分析・評価結果、個々の施設の利用状況や執務環境を踏まえた運用改善等の実地指導により的確な助言を行う。特に、喫緊の課題である温室効果ガス削減のために各省各庁の実行計画の実施に関し、適切な技術的支援を行う。
- ② 施設の管理者が各種の法定点検や必要な定期点検を継続的に実施できるよう、関係基準類の整備、関連情報の提供、実地指導等により支援していく。 特に建築基準法及び官公法の改正により義務化された定期点検については、 その十分な周知と各種点検ツールの普及を図る。
- ③ 施設の管理者が適正な保全計画に基づいて効率的な修繕と保全を実施できるよう、劣化状況の調査に関する技術的な助言、実地による保全計画作成の指導・支援を行う。
- ④ 保全業務支援システムの積極的な活用により、①~③を含め施設の管理者が 行う保全業務に関する情報の提供、必要機能の追加をはじめとする多様な支 援を行う。また、同システムにより国家機関の建築物での様々な分析が可能 であるため、その分析・評価結果を活用した的確な保全指導を行う。

なお、より適正な保全を実現するためには、これまで以上に施設整備施策との連携が必要であり、保全と営繕がより一体化した施策により行政サービスの場を効率的に提供していくことを目指す。また、保全の適正化とともに、一定エリア内のすべての国家機関の建築物を対象としたファシリティマネジメントの実施等により官庁施設の有効活用を推進する。さらに、平成19年度から財務省において設計・開発予定の新国有財産総合情報管理システムとのデータ連携を図る。